

京都市告示第318号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年8月18日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
大森経69号線	北区大森中町143番地の7地先から 同町2番地の1地先まで	メートル 655.30	メートル 8.20 ~ 54.60

(建設局土木管理部道路明示課)